

社団法人 神奈川県珠算連合会

九九検定試験規則

検定試験実施にあたり、九九検定試験規則を次のとおり定める。

(目的)

第1条 珠算学習者の学習意欲を増進し、計算に不可欠な九九能力の向上を図るため、この規則によって九九検定試験を実施する。

(種別)

第2条 試験は1級から10級及び10段から初段の試験とする。

(試験の実施)

第3条 検定試験委員会は、九九検定試験を次のとおり実施する。

(1) 1級から10級及び10段から初段の試験を実施することができる。

(2) 検定試験委員会で許可を得た試験場で実施することができる。

(試験時間)

第4条 実施の試験は試験場ごとに時間を定めて行う。

(内容及び程度)

第5条 試験の内容及び程度は次のとおりとする。

(1) かけざん (A)

①	0のつく問題	9題		
②	1の段の問題	9題		
③	2～9の段の問題	各2回ないし3回を平均使用	182題	
			計	200題

3分

(2) わりざん (B)

①	わり切れる問題	175題		
②	余りのある問題	25題		
			計	200題

3分

(3) 混合算 (C)

①	かけざん問題	各列	9題	計	72題
②	逆算問題	各列	16題	計	128題
				計	200題

3分

(受験資格)

第6条 受験資格はこれを制限しない。

(答案審査)

第7条 試験答案の処置は、検定試験委員会の指示に従う。

(合格基準)

第8条 1種目の満点を200点とし、1題の配点は、1点とする。

2 試験に合格するためには、3種目とも次の成績を得なければならない。
但し、6級～10級はA問題のみとする。

10段	200点	1級	100点
9段	190点	2級	90点
8段	180点	3級	80点
7段	170点	4級	70点
6段	160点	5級	60点
5段	150点	6級	50点
4段	140点	7級	40点
3段	130点	8級	30点
2段	120点	9級	20点
初段	110点	10級	10点

(合格証書)

第9条 試験に合格した者には、合格証書を授与する。

(受験の手続き)

第10条 試験を受けようとする者は、所定の受験願書に受験料を添えて、定められた期日までに提出しなければならない。ただし、特定の級・段の名称を記入しないものとする。書類及び受験料は、一切返還しない。

(受験料)

第11条 試験の受験料（消費税を含む）は、400円とする。

(規則の変更)

第12条 この規則は、理事会の議決を得なければ変更することができない。

(施行期日)

第13条 この規則は平成22年7月1日から施行する。